

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月13日
【四半期会計期間】	第64期第1四半期（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）
【会社名】	フマキラー株式会社
【英訳名】	FUMAKILLA LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大下 一明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田美倉町11番地
【電話番号】	03（3252）5941（代表）
【事務連絡者氏名】	東京業務部長代理 木月 登志夫
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田美倉町11番地
【電話番号】	03（3252）5941（代表）
【事務連絡者氏名】	東京業務部長代理 木月 登志夫
【縦覧に供する場所】	フマキラー株式会社 名古屋支店 （名古屋市昭和区御器所一丁目11番16号） フマキラー株式会社 大阪支店 （大阪府吹田市垂水町三丁目5番15号） フマキラー株式会社 広島支店 （広島市西区中広町三丁目17番9号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第63期 第1四半期連結 累計期間	第64期 第1四半期連結 累計期間	第63期
会計期間	自平成23年 4月1日 至平成23年 6月30日	自平成24年 4月1日 至平成24年 6月30日	自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日
売上高(千円)	9,352,154	8,549,568	21,273,916
経常利益又は経常損失( )(千円)	1,307,293	1,101,847	908,981
四半期純利益又は当期純損失( )(千円)	705,651	629,335	838,929
四半期包括利益又は包括利益(千円)	864,805	603,274	596,176
純資産額(千円)	8,767,306	7,727,821	7,279,718
総資産額(千円)	21,287,811	21,381,367	22,807,253
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額( )(円)	21.49	19.16	25.54
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	39.4	34.3	30.2

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額」については、潜在株式がないため、記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）におけるわが国の経済は、緩やかな景気の持ち直しの動きがあるものの、欧州債務危機や円高の長期化などにより依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況の中で、当社グループは、経営理念である「ひとの命を守る、ひとの暮らしを守る、ひとを育む環境を守る。」の精神のもとに、コア事業の殺虫剤・家庭用品・園芸用品の成長カテゴリー市場を牽引する新価値創造商品を積極的に投入し、既存事業の強化を図るとともに、販売効率の向上・在庫削減・コストダウン等への取り組みによる収益力強化、及び海外事業の拡大強化等の課題に努めてまいりました。

しかしながら、国内売上につきましては、主力の殺虫剤及び園芸用品が天候不順の影響により市場が縮小したことや、価格競争の激化による販売価格の下落等により売上が減少した結果、国内合計では前年同期比8.5%減の73億5百万円となりました。一方、海外売上につきましては、インドネシアの売上は現地通貨ベースでは前期並となりましたが、欧州地域及び中近東地域の売上が減少し、また為替の影響も受けたため、円ベースでは前年同期比8.9%減の12億44百万円となりました。その結果、売上高は前年同期比8.6%減の85億49百万円となりました。

売上原価は、前年同期より3億64百万円減少し53億46百万円となりました。売上原価率は62.5%で、前年同期より1.4ポイント増となりました。

これらの結果、売上総利益は32億3百万円（前年同期比12.0%減）となり、返品調整引当金繰入後の差引売上総利益は29億74百万円（前年同期比15.7%減）となりました。

販売費及び一般管理費は前年同期比16.7%減の18億43百万円となり、営業利益は11億31百万円（前年同期比14.0%減）、経常利益は11億1百万円（前年同期比15.7%減）、四半期純利益は6億29百万円（前年同期比10.8%減）の減益となりました。

事業部門別売上高の概況は次の通りです。

殺虫剤部門につきましては、国内で需要が拡大しているワンプッシュ式蚊取り、不快害虫用製品、設置型虫よけなどの成長カテゴリー市場に、ワンプッシュ式の次世代蚊取り「おすだけベープ クリスタ」、不快害虫用製品「虫よけバリア ブラック アミ戸にピタッ!」、設置型虫よけ「虫よけバリア ブラック」等の新製品を投入した結果、これらの新製品が売上に寄与いたしました。6月の天候不順の影響を受けて殺虫剤市場が大きく縮小したため、殺虫剤全体の売上が伸び悩みました。一方、海外におきましては、フマキラーインドネシア（株）が現地通貨で前期並みの売上となりましたが、為替の影響を受け、国内及び海外の殺虫剤合計の連結売上高は前年同期比13.1%減の71億55百万円（前年同期比10億78百万円減）となりました。

家庭用品部門につきましては、アルコール関連商品が堅調に推移し、前期に販売した花粉関連商品の返品が大幅に減ったこともあり、家庭用品合計の売上高は65百万円のマイナス（前年同期は3億45百万円のマイナス）となりました。

園芸用品部門につきましては、出荷ベースでは順調に推移しましたが、価格競争激化による販売価格の下落などにより園芸用品合計の売上高は前年同期比7.8%減の6億92百万円（前年同期比58百万円減）となりました。

防疫剤部門は4億円（前年同期比14百万円増、3.7%増）、その他の部門は3億66百万円（前年同期比39百万円増、12.2%増）でそれぞれ増収となりました。

なお、当社グループは、殺虫剤の売上構成比が高いため、売上高は上半期を中心に多く計上されるという季節変動要因をかかえております。一方、人件費や諸経費（広告宣伝費のような政策費を除く）は固定費として、年間を通じてほぼ均等に発生するため、事業年度の四半期毎の売上高や利益には著しい相違があります。

セグメントの業績は次の通りです。

#### 日本

アルコール関連商品が堅調に推移し、また花粉関連商品の返品が大幅に減少した家庭用品部門の売上高は増加しましたが、春先からの天候不順の影響を受けた殺虫剤部門及び価格競争激化の影響を受けた園芸用品部門の不振により、売上高は75億円（前年同期比9.0%減）となりました。なお、セグメント利益は9億85百万円（前年同期比11.3%減）となりました。

#### インドネシア

殺虫剤の販売が好調に推移し、現地通貨ベースでは前期並となりましたが、為替の影響を受け、売上高は9億70百万円（前年同期比5.8%減）となりました。また、セグメント利益は1億17百万円（前年同期比33.2%減）となりました。

#### その他

インドとメキシコを中心に販売し、売上高は78百万円（前年同期比1.4%減）となりました。また、セグメント損失は5百万円（前年同期はセグメント損失5百万円）となりました。

### (2) 資産、負債及び資本の状況

当第1四半期連結会計期間末における総資産額は、前連結会計年度末に比べて14億25百万円減少し、213億81百万円となりました。主な要因は、現金及び預金が1億38百万円増加したことや、繰延税金資産が1億78百万円増加した一方で、受取手形及び売掛金が12億28百万円、たな卸資産が1億22百万円、投資有価証券が1億98百万円それぞれ減少したことなどによるものであります。

負債につきましては、前連結会計年度末と比べて18億73百万円減少し136億53百万円となりました。主な要因は電子記録債務が18億44百万円、未払法人税等が5億40百万円、未払金が4億32百万円それぞれ増加した一方で、支払手形及び買掛金が1億25百万円、短期借入金が46億96百万円減少したことなどによるものであります。

純資産につきましては、前連結会計年度末と比べて4億48百万円増加し77億27百万円となりました。なお自己資本比率は4.1ポイント増加し34.3%となりました。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

#### 基本方針の内容

当社は、「ひとの命を守る。ひとの暮らしを守る。ひとを育む環境を守る。わたしたちは、世界中の人々がいつまでも安心して快適に暮らすことのできる社会づくりに貢献していきます。」という経営理念のもとで、中長期的な視点から経営を行い、グローバルな競争力を持つ企業として企業価値の向上に努めております。

そのためには、当社が長年にわたり培ってきた生産・販売・技術の専門知識やノウハウ、経験をもとに、顧客満足度の高い高付加価値商品を積極的かつ継続的に開発することが必須条件であり、同時に国内及び海外の顧客・取引先等との長期的な関係構築が不可欠であります。

こういった当社の事業特性を理解し長期的視野で当社の理念を実施していくことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益につながるものと考え、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、上記の理念を実践する者でなければならないと考えております。

当社といたしましては、公開企業である当社株式の売買は、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えておりますが、当社及び当社グループの企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者に対しては、必要かつ相当な措置を取ることにより、当社及び当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1) 本プランの目的

本プランの目的は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する、あるいはそれらの中長期的な維持・向上に資さない可能性のある大規模買付行為を抑止することにあります。

当社は、当社の支配権移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、大規模買付行為が、本基本方針に合致し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に中長期的に資するものである限りにおいて、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式等の大規模買付行為の中には、株主の皆様が大規模買付行為の内容を検討し、また当社取締役会が株主の皆様へ代替案等を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的なもの、株主の皆様へ当社の株式等の売却を事実上強制するおそれのあるもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様へ代わって当社経営陣が大規模買付者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化に資するよう、本プランを改定の上、継続することとしました。

なお、当社は、当社取締役、その関係会社及び当社の提携先により議決権の約36.6%に係る株式を保有されておりますが、これらの株主の中には個人株主も含まれており、今後も同様に当社株式の保有を継続するかどうかは明らかではなく、当社の株式の流動性が今後増していく可能性は否定できません。したがって、当社は、上記のような目的の実現を可能とする枠組みとして、本プランの継続が必要不可欠であると判断しております。

## 2) 本プランの内容

### イ. 本プランの概要

本プランの適用対象は、以下の1.若しくは2.に該当する行為又はこれらに類似する行為（これらの提案も含まれます。ただし、事前に当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。当該行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）とします。

1. 特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為
2. 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為

本プランは、大規模買付者が現れた際に、当該大規模買付者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。

### ロ. 本プランの発動に係る手続

#### 1. 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会に対して、大規模買付者の氏名又は名称、住所又は本店事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の役職及び氏名、日本国内における連絡先、大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要、企図されている大規模買付行為の概要並びに本プランに従って大規模買付行為を行う旨の誓約文言等を記載した意向表明書をご提出いただくこととします。なお、意向表明書及び下記に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

#### 2. 大規模買付者に対する情報提供の要求

当社取締役会は、上記1.の意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から提出していただくべき情報のリスト（以下「当初情報リスト」といいます。）を上記1.の意向表明書に記載された日本国内における連絡先に宛てて発送いたします。大規模買付者には、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断並びに当社取締役会による評価・検討等のために必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対してご提出いただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、下記の各号に定める情報等は、原則として、当初情報リストに含まれるものとします。

- (a) 大規模買付者及びその特定株主グループの概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、財務内容、過去の法令違反等の有無及び内容並びに当社の事業と同種の事業についての経営経験等に関する情報を含みます。）
- (b) 大規模買付行為の目的、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の当社株式等の数及び大規模買付行為を行った後における議決権割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。）
- (c) 買付対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）及び買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (d) 大規模買付行為完了後に実施を予定する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用等
- (e) 大規模買付行為完了後に実施を予定する当社及び当社グループの企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策及び当該施策が当社及び当社グループの企業価値を向上させることの根拠

- (f) 当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
- (g) 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連性が存在する場合にはその内容

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に送付します。

当社取締役会及び独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対し、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、大規模買付者には、かかる情報を当社（取締役会及び独立委員会）に対して追加的に提供していただきます。なお、当社取締役会は、本プランの適切かつ迅速な運営を図るため、必要に応じて、大規模買付者の回答に期限を設ける場合があります。また、当初情報リストの発送日の翌日から起算して60日を、当社取締役会が大規模買付者に対して情報提供を要請し、大規模買付者が回答を行う期間（以下「情報提供期間」といいます。）の上限として設定し、本必要情報が十分に提供されない場合であっても情報提供期間が上限に達したときは、その時点で情報提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって当社取締役会による評価・検討（下記3.）を行うものとします。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報が株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示いたします。

また、当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日又は情報提供期間が上限に達した日のいずれか早い方の日をもって終了するものとします。

### 3. 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供期間の終了後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の(a)又は(b)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

- (a) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株式等の全ての買付けの場合には60日間
- (b) その他の大規模買付行為の場合には最大90日間

ただし、上記(a)、(b)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が合理的に必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を大規模買付者に通知するとともに、速やかに情報開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、また、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

### 4. 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

当社は、本プランの継続に当たり、原プラン同様、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の合理性及び公正性を確保することを目的として独立委員会を設置することとしております。

独立委員会は、以下のとおり、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非につき勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部の専門家（投資銀行、証券会社、弁護士、その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(a)から(c)までに定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

- (a) 大規模買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合

大規模買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合には、独立委員会は、当社取締役会に対して、原則として対抗措置の発動を勧告するものとします。

- (b) 大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランに定める手続を遵守した場合であっても、大規模買付者による大規模

買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと認められかつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、取締役会評価期間内において当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告します。

具体的には、以下の(i)乃至(ix)の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

- (i) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の買収を行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメイラーである場合）
  - (ii) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社の株式等の買収を行っているとは判断される場合
  - (iii) 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式等の買収を行っているとは判断される場合
  - (iv) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売り抜けをする目的で当社の株式等の買収を行っているとは判断される場合
  - (v) 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等による株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
  - (vi) 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含みますが、これに限られません。）が、当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分又は不適當なものであると判断される場合
  - (vii) 大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な顧客、従業員、取引先、その他利害関係者との関係が破壊されることが予想される等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
  - (viii) 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、劣後すると判断される場合
  - (ix) 大規模買付者が公序良俗の観点から支配株主として不適切であると判断される場合
- (c) 大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合

独立委員会は、上記(a)及び(b)に定める場合を除き、当社取締役会に対して対抗措置の不発動の勧告を行うものとします。

## 5. 取締役会の決議

当社取締役会は、上記4.に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。その際に、独立委員会が対抗措置を発動すべきでないとの勧告をした場合には、不発動の決議を行うこととします。

また、当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

## 6. 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記 の手続に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(a)大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合又は(b)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき又は勧告の有無にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止を決議するものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

## 7. 大規模買付行為の開始

大規模買付者は、本プランに定める手続を遵守しなければならず、当社取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします。

## 八. 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(2)5.に記載の決議に基づき発動する対抗措置の一つとしては、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行うことを想定しています。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(2)6.に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、大規模買付者が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記(2)6.に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

## 二. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時総会において承認が得られた場合には、平成27年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、上記有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更又は税制、裁判例等の変更等により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実(法令等の改正による文言の変更等軽微な変更は除きます。)及び(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

## 上記の取組みについての取締役会の判断

当社は、当社の支配権移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

また、当社は、大規模買付行為が、本基本方針に合致し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に中長期的に資するものである限りにおいて、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式等の大規模買付行為の中には、株主の皆様が大規模買付行為の内容を検討し、また当社取締役会が株主の皆様へ代替案等を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的なもの、株主の皆様へ当社の株式等の売却を事実上強制するおそれのあるもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様へ代わって当社経営陣が大規模買付者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化に資するよう、本プランを改定の上、継続することとしました。

なお、この本プランにおきましては、取締役会の恣意的な判断によって対抗措置が発動されることを防止するため、独立委員会を設置し、独立委員会の勧告を尊重して買収防衛策が発動されることが定められており、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

## (4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、1億5百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	32,980,000	32,980,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数 1,000株
計	32,980,000	32,980,000	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当する事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当する事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当する事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
平成24年4月1日～ 平成24年6月30日	-	32,980,000	-	3,698,680	-	2,100,678

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 137,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 32,547,000	32,547	-
単元未満株式	普通株式 296,000	-	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	32,980,000	-	-
総株主の議決権	-	32,547	-

【自己株式等】

平成24年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
フマキラー株式会社	東京都千代田区 神田美倉町11番地	137,000	-	137,000	0.41
計	-	137,000	-	137,000	0.41

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,453,622	2,592,433
受取手形及び売掛金	2 7,169,385	2 5,940,630
商品及び製品	3,702,090	3,850,349
仕掛品	909,109	878,360
原材料及び貯蔵品	1,502,916	1,262,695
その他	907,223	900,899
貸倒引当金	1,205	1,474
流動資産合計	16,643,142	15,423,895
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,092,683	1,087,767
機械装置及び運搬具(純額)	1,020,767	974,658
工具、器具及び備品(純額)	162,970	147,333
土地	634,054	634,054
リース資産(純額)	18,238	17,079
建設仮勘定	24,821	34,484
有形固定資産合計	2,953,536	2,895,377
無形固定資産		
139,165		140,328
投資その他の資産		
投資有価証券	2,599,582	2,401,500
長期貸付金	243	1,804
その他	487,320	551,211
貸倒引当金	20,456	36,456
投資その他の資産合計	3,066,690	2,918,059
固定資産合計	6,159,392	5,953,765
繰延資産		
株式交付費	4,718	3,707
繰延資産合計	4,718	3,707
資産合計	22,807,253	21,381,367

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2 3,828,926	2 3,703,560
電子記録債務	415,693	2,260,442
短期借入金	7,754,589	3,057,834
リース債務	4,635	4,635
未払法人税等	68,969	609,297
賞与引当金	211,599	84,523
売上割戻引当金	188,394	437,107
返品調整引当金	352,840	581,483
その他	1,776,605	1,995,717
流動負債合計	14,602,253	12,734,601
固定負債		
リース債務	13,603	12,444
退職給付引当金	249,230	283,054
役員退職慰労引当金	458,960	429,040
資産除去債務	8,497	8,537
その他	194,989	185,867
固定負債合計	925,281	918,944
負債合計	15,527,535	13,653,546
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,698,680	3,698,680
資本剰余金	2,105,770	2,105,770
利益剰余金	1,463,489	1,961,456
自己株式	40,785	40,785
株主資本合計	7,227,154	7,725,121
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	24,219	85,054
為替換算調整勘定	361,664	311,080
その他の包括利益累計額合計	337,445	396,135
少数株主持分	390,008	398,834
純資産合計	7,279,718	7,727,821
負債純資産合計	22,807,253	21,381,367

( 2 ) 【 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【 四半期連結損益計算書】

【 第 1 四半期連結累計期間】

( 単位：千円 )

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)
売上高	9,352,154	8,549,568
売上原価	5,711,338	5,346,489
売上総利益	3,640,815	3,203,079
返品調整引当金戻入額	422,959	213,155
返品調整引当金繰入額	534,848	441,797
差引売上総利益	3,528,926	2,974,436
販売費及び一般管理費	2,213,500	1,843,209
営業利益	1,315,425	1,131,227
営業外収益		
受取利息	1,415	2,268
受取配当金	27,062	28,620
その他	18,625	24,733
営業外収益合計	47,103	55,621
営業外費用		
支払利息	9,248	12,614
売上割引	39,009	36,338
その他	6,977	36,048
営業外費用合計	55,235	85,000
経常利益	1,307,293	1,101,847
特別利益		
固定資産売却益	437	-
負ののれん発生益	-	1,464
特別利益合計	437	1,464
特別損失		
固定資産売却損	-	138
固定資産除却損	125	-
投資有価証券評価損	21,828	14,760
その他	4,300	-
特別損失合計	26,253	14,898
税金等調整前四半期純利益	1,281,476	1,088,413
法人税、住民税及び事業税	730,033	608,348
法人税等調整額	184,628	173,778
法人税等合計	545,405	434,570
少数株主損益調整前四半期純利益	736,071	653,842
少数株主利益	30,420	24,507
四半期純利益	705,651	629,335

【四半期連結包括利益計算書】  
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	736,071	653,842
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	70,750	109,273
為替換算調整勘定	57,983	58,705
その他の包括利益合計	128,733	50,568
四半期包括利益	864,805	603,274
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	826,011	570,645
少数株主に係る四半期包括利益	38,793	32,629

【会計方針の変更】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これにより、四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
受取手形割引高	150,235千円	124,257千円

2 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
受取手形	72,188千円	219,615千円
支払手形	3,435	2,344

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

当社グループでは、主として夏季に集中して需要が発生する製品の製造・販売を行っているため、通常、第1四半期連結累計期間の売上高は他の四半期連結会計期間と比べて著しく高くなっております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
減価償却費	104,743千円	125,828千円
のれんの償却額	483	418

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	328,424	10	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	131,368	4	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント			その他(注) (千円)	合計 (千円)
	日本 (千円)	インドネシア (千円)	計 (千円)		
売上高					
外部顧客への売上高	8,241,877	1,030,270	9,272,148	80,006	9,352,154
セグメント間の内部売上高又は 振替高	180,840	208,485	389,326	-	389,326
計	8,422,718	1,238,755	9,661,474	80,006	9,741,480
セグメント利益又は損失( )	1,112,034	175,922	1,287,957	5,416	1,282,540

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、インド、メキシコの現地法人の事業活動を含んでいます。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の  
 主な内容(差異調整に関する事項)

利益	金額 (千円)
報告セグメント計	1,287,957
「その他」の区分の損失	5,416
セグメント間取引消去	33,368
その他の調整額	483
四半期連結損益計算書の営業利益	1,315,425

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当する事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント			その他（注） （千円）	合計 （千円）
	日本 （千円）	インドネシア （千円）	計 （千円）		
売上高					
外部顧客への売上高	7,500,090	970,612	8,470,703	78,865	8,549,568
セグメント間の内部売上高又は振替高	196,221	186,561	382,783	-	382,783
計	7,696,312	1,157,174	8,853,486	78,865	8,932,351
セグメント利益又は損失（ ）	985,965	117,435	1,103,401	5,906	1,097,494

（注）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、インド、メキシコの現地法人の事業活動を含んでいます。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容（差異調整に関する事項）

利 益	金 額 （千円）
報告セグメント計	1,103,401
「その他」の区分の損失	5,906
セグメント間取引消去	34,151
その他の調整額	418
四半期連結損益計算書の営業利益	1,131,227

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報  
 該当する事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 （自平成23年4月1日 至平成23年6月30日）	当第1四半期連結累計期間 （自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）
1株当たり四半期純利益金額	21.49円	19.16円
（算定上の基礎）		
四半期純利益金額（千円）	705,651	629,335
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額（千円）	705,651	629,335
普通株式の期中平均株式数（千株）	32,842	32,842

（注）潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 8月10日

フマキラー株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小松原 浩平 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 下西 富男 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 谷 宏子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているフマキラー株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、フマキラー株式会社及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。